

沖縄市放課後児童クラブDX推進実証事業業務委託  
公募型プロポーザル審査実施要領

令和8年6月

沖縄県 沖縄市

## 目 次

1. 目的	P 1
2. 業務委託の概要	P 1
3. 応募資格	P 1
4. 応募方法	P 2
5. 質問の受付及び回答	P 4
6. プロポーザル審査の辞退	P 4
7. プロポーザル審査の実施	P 4
8. 業務委託契約に関する事項	P 6
9. 留意事項	P 7
10. 委託契約までの日程	P 7
11. 関連資料	P 7
12. お問い合わせ・提出先	P 7

# 沖縄市放課後児童クラブ DX 推進実証事業業務委託 プロポーザル審査実施要領

## 1. 目的

本実施要領は、放課後児童クラブにおける行政提出書類（配置状況・出欠報告等）の作成・報告およびクラブ入会申込のオンライン化等、クラブ業務のDXを推進する為のシステムを導入するにあたり、より効果的・効率的に業務を遂行しうる受託者候補をプロポーザル審査によって選定することを目的とする。

## 2. 業務委託の概要

- (1) 業務の名称  
沖縄市放課後児童クラブ DX 推進実証事業業務委託
- (2) 業務内容  
別紙「沖縄市放課後児童クラブ DX 推進実証事業業務委託 概要仕様書」参照
- (3) 提案限度額  
令和8年度の提案限度額は、7,235,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む）とする。  
※上記金額は、契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

## 3. 応募資格

次の(1)～(8)に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 日本国内において登記された法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 沖縄市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税、県税及び市税について未納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号規定の団体でないこと。また、これら団体の利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者
- (8) 情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たしていること。
  - ① 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しているか、又は同等の認定を受けていること。
  - ② 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
  - ③ 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

## 4. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 応募資格宣誓書（様式2）
- ③ 企画提案書（様式3）
- ④ 会社概要（様式4）
- ⑤ 会社の業務実績（様式5）
- ⑥ 業務実施体制（様式6）
- ⑦ 主任担当者の経歴等（様式7）
- ⑧ 機能要件確認書（概要仕様書 別紙）
- ⑨ 機能一覧（様式任意）
- ⑩ 企画提案内容（様式8）

- A. 書類の企画は、A4版縦（必要に応じてのみ横も可とする。）、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上、左片とじ（ホッチキス留め、またはファイル等に綴じる）、片面印刷とする。ただし、資料の作成上A3版の利用が望ましい場合はこれも可とする。
- B. 目次に合わせインデックスを付けること。
- C. ページ数は自由とするが、過剰な添付資料は控えること。
- D. 企画提案書は、別紙「沖縄市放課後児童クラブDX推進実証事業業務委託要仕様書」を基本に、以下の事項を踏まえ簡潔にまとめること。
- a. 本業務に対する事業者の考え方を示す。
  - b. 企画提案の趣旨を具体的かつ明確に示す。
  - c. 図や表を効果的に使用するなど理解しやすいようにする。
  - d. 事業者が責任を持って履行できる内容とする。

- ⑪ 見積書（様式9）
- ⑫ 情報セキュリティ管理基準の認定を証する書類（認定機関が発行した書類等）
- ⑬ 沖縄市入札参加資格者名簿に登録されていない事業者は、次の書類も別途提出すること。

提出書類	部数	備考
A 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1部	発行から3ヵ月以内
B 決算書	1部	直近1年分、欠損の有無確認
C 納税証明書(滞納のない証明)	各1部	法人税・所得税・地方税・消費税(地方消費税含む) 発行から3ヵ月以内

(2) 書類の提出

- ① 提出先：こどものまち推進部 こども家庭課（沖縄市役所2階）  
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

② 提出部数及び提出期限

- A. 参加表明書等 ……提出期限：令和8年6月12日（金）午後5時

No	提出書類	様式等	部数
①	参加表明書	様式1	正本1部
②	応募資格宣誓書	様式2	正本1部

- B. 企画提案書等 ……提出期限：令和8年6月22日（月）午後5時

No	提出書類	様式等	部数
③	企画提案書	様式3	正本1部
④	会社概要	様式4	
⑤	会社の業務実績	様式5	
⑥	業務実施体制	様式6	
⑦	主任担当者の経歴等	様式7	
⑧	機能要件確認書	仕様書 別紙	
⑨	システム機能一覧表	様式任意	
⑩	企画提案内容	様式8	
⑪	見積書	様式9	
⑫	情報セキュリティ管理基準の認定を証する書類	認定機関が発行した書類等	
⑬	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行から3か月以内	1部
	決算書（財務諸表）	直近1年分	各1部
	納税証明書（滞納のない証明書）	法人税・所得税・地方税・消費税（地方消費税含む）	各1部
—	上記の電子データ	上記企画提案書のデータファイル	1部

※⑬については、「沖縄市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、省略可能。」

- ③ 提出方法：各書類をPDF化したものも、提出すること。

- E-mail：a103ko\_kenzen@city.okinawa.lg.jp（1回で送信できる容量は14MB以内）
- CD-ROM：持参又は郵送（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

※参加表明書等、企画提案書等の①～⑫の正本については、後日必ず紙媒体で提出すること。

## 5. 質問の受付及び回答

(1) 本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式10）にて、次のとおり受付ける。

- ① 提出先：こどものまち推進部 こども家庭課（沖縄市役所2階）
- ② 提出期限：令和8年6月10日（水）午後5時
- ③ 提出方法：E-mail：a103ko\_kenzen@city.okinawa.lg.jp

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月15日（月）までに質問者名を伏せて、参加表明書を提出した全ての者に対して、一括して電子メールにより行う。

## 6. プロポーザル審査の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式11）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出先：こどものまち推進部 こども家庭課（市役所2階）

## 7. プロポーザル審査の実施

(1) プロポーザル審査方法

プロポーザル審査の項目等については、「こどものまち推進部業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）において審査を行う。なお、審査は非公開とする。

また、最優秀者の合計点数が総合計の60パーセントに満たない場合は、委託候補者に選定しないことができる。

① 一次審査

沖縄市放課後児童クラブ DX 推進実証事業業務委託に係るプロポーザル審査基準に基づき書類評価を行い、上位3社程度（以下「二次審査対象者」という）を選定し、一次審査結果通知書により通知するものとする。

② 二次審査（プレゼンテーション）

開催日：令和8年6月30日（火） ※台風等での延期の場合7月2日（木）を予備日とする

場所：沖縄市役所 5階 建設部会議室（沖縄市仲宗根町26番1号）

出席者：主任担当者（必須）を含め3名以内とする。

実施方法：

A. プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき行うこと。

（審査当日の追加資料の配布や提出は認めないものとする。）

B. プレゼンテーションは、1企画提案者につき説明30分以内、質疑15分目安の計45分以内とする。なお、プレゼンテーションは原則として主任担当者が行うこと。

C. 業務委託概要仕様書に記載がなく、事業者の判断で必要と思われる事項については、当該事項に係る提案を認めるものとする。

D. プレゼンテーションに必要な機材は、事業者で準備すること。（ただし、モニターとHDMIケーブルは沖縄市で準備するものとする。）

(2) プロポーザル審査の評価項目

評価は、次表に掲げる項目とする。

① 一次審査（書類審査）

審査項目	審査基準	配点
1. 地理的要件	◦ 沖縄市内・県内に本社もしくは営業所等があるか。	5点
2. 事業者の業務実績	◦ 本業務に関する知識・ノウハウを有しているか。 ◦ これまで同様の業務実績を有しているか。	8点
3. 業務実施体制	◦ 適切な業務を提供できる実施体制が確保されているか。 ◦ 再委託等を要せず業務を実施できるか。	8点
4. 主任担当者の業務実績	◦ 類似業務実績等、本業務を適切に遂行する能力を有しているか。	4点
5. システムの機能	◦ 提案するシステムがどのような機能を有しているか。 ◦ 提案するシステムの基本性能について、仕様（要求）を満たしているか。	15点

② 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査項目	審査基準	配点
1. 業務の実施方針	・放課後児童クラブ支援システムを導入する目的や現状の課題等を十分に理解し、具体的な実施方針が示されているか。	10点
2. 情報セキュリティ対策	・情報セキュリティ対策が講じられているか。 ※システム構成図等を用いて詳細に説明すること。	10点
3. 業務内容等 （システム導入） （コンソーシアム）	・実施手法が的確で実現性の高い内容となっているか。 ・放課後児童健全育成事業の制度改正等への対応は柔軟に行われるか。 ・コンソーシアムを主体的に企画・運営を行うことができるか。	15点
4. 対象施設への導入・定着支援 （操作研修） （問合せ体制）	・システム導入に係る操作研修は、対象施設職員が理解し操作できる内容となっているか。 ・対象施設からのシステムに係る問い合わせ等に対応する体制は取れているか。 ・操作マニュアルは、誰にでも見やすく整備されているか。	15点
5. 独自提案	・本業務を実施する上で、予算の範囲内でより良い提案があり、その内容は効果的か。	5点
6. 年間スケジュール	・事業全体の運営手法・実施工程が具体的かつ合理的で実現性が高いか。	10点
7. プレゼンテーション	・企画提案書の内容を十分に理解し、説得力のあるプレゼンテーションを行っているか。	5点

(3) プロポーザル審査参加資格の喪失

以下の事項に該当する事業者は、プロポーザル審査に参加する資格を失するものとする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出されたとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 会社更生法の適用を申請するなど契約履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- ④ プロポーザル審査の公平性を害する行為があったとき。
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等が認められるとき。

(4) 受託者候補の取消し

最高得点の企画を提案した事業者が以下のいずれかに該当したときは、当該事業者の選定結果を取消し、次点の事業者を受託者候補として改めて選定するものとする。

- ① 最高得点の企画を提案した事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき。
- ② 最高得点の企画を提案した事業者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 最高得点の企画を提案した事業者が、提示した見積の結果、契約締結に至ることができなかったとき。
- ④ 最高得点の企画を提案した事業者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により最高得点の企画を提案した事業者と本業務委託契約の締結が不可能となったとき。

(5) プロポーザル審査の結果

プロポーザル審査の結果については、受託者候補の特定後、全ての書類審査に参加した事業者に書面で通知する。また、契約候補者の名称について沖縄市ホームページに公表する。なお、本プロポーザル審査内容に対する問い合わせ及び異議申し立てには応じないものとする。

## 8. 業務委託契約に関する事項

(1) 本業務委託契約は、沖縄市契約規則等によるものとする。

(2) 本業務委託契約の金額は、消費税相当額を加算した上で、沖縄市が定める予定価格の範囲内とする。

(3) 業務委託契約の履行

- ① 本業務委託契約の履行にあたって受託者は、当該企画提案書の内容を踏まえるものの、具体的な作業内容及び成果品の作成・提出に至るまで沖縄市と協議してすすめるものとする。
- ② 企画提案書で提示した配置予定担当者は、原則として変更できないものとする。
- ③ 受託者は、沖縄市から受託した業務を第三者に委託することはできない。ただし、必要と認められる場合は、沖縄市と協議の上、受託した業務の一部を第三者に委託することができる。この場合においても、受託者は当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

※第三者委託を想定している場合は、その相手方及び内容を参考として資料提出すること。

## 9. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成など本プロポーザル審査に係る経費は各事業者の負担とし、提出書類等の返却は行わないものとする。
- (2) 書類の提出については、直接持参以外の方法による不達及び遅配を原因に事業者の不利益が生じても、沖縄市はその責を一切負わないものとする。
- (3) 提出期限を過ぎた後、書類の再提出及び提出書類の改変はできないものとする。
- (4) 受託者候補の選定に係る審査内容及び経過等については公表しないものとする。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市と受託者で別途協議する。

## 10. 委託契約までの日程

参加表明書提出期限	令和8年6月12日（金）午後5時
質問書提出期限	令和6年6月10日（水）午後5時
質問への回答	令和6年6月15日（月）
企画提案書等提出期限	令和6年6月22日（月）正午
プレゼンテーション審査	令和6年6月30日（火） ※予定
結果の通知	令和6年7月上旬 ※予定
契約	令和6年7月中旬 ※予定

※台風等によりプレゼンテーション審査の開催が延期となる場合は、令和8年7月2日（木）を予備日とする。

## 11. 関連資料

- ① 沖縄市放課後児童クラブDX推進実証事業業務委託 概要仕様書
- ② プロポーザル審査実施要領（提出書類の様式）

## 12. 本プロポーザル審査に関する問い合わせ・提出先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市こどものまち推進部 こども家庭課（担当：弥永）

TEL： 098-939-1212（内線：3191）

E-mail： a103ko\_kenzen@city.okinawa.lg.jp（こども家庭課 健全育成係）